

### 3. 農薬販売店に対する指導

〈指導取締状況〉

#### (ア) 販売業者に関する指導取締

業種	届出件数		販売業者総数	立入検査総数	違反等件数												処分件数					備考	
	新規	変更			新規届	変更届	廃止届	新規届	変更届	廃止届	毒劇物販売登録	保管管理	帳簿記載	業務報告	取扱農薬	その他	告発	始末書	てん末書	誓約書	脱離	報告命令	
	規	更			規	更	止	規	更	止	録	施	食品の分類	その他の	指定農薬	一般農薬	不適正表示	無登録	使用不能	虚偽宣伝	印鑑もれ	その他	
農業協同組合	0	4	0	265	40		4				1	2		24				20	30			31	50
農業卸商	0	0	0	20	2		1				1	2							1			4	1
農業小売商							2							6									
農業会	0	0	2	477	12						1								1			9	1
種苗商	1	0	0		4		1					1		2			2	1				6	1
肥料商	0	0	1		1		1															1	
その他	10	4	0		30		7		1	8	1	7		20			5	3	8			49	1
計	11	8	3	762	89		12	4	1	10	2	12		52			7	24	40			100	2
																						64	

(問題点)

#### 1) 販売業者の届出とその実態

変更届（12件）、廃業届（4件）の未提出があった。

事務廃止、変更のあった場合、保健所のみ届出している事例が多くみられる。

販売の実績のない販売業者の廃止業届がスムーズに提出されない。

-276-

#### 2) 農薬の流通販売

使用不能除草剤グラスゴン粒剤（メーカー回収農薬）が倉庫に保管されていた（1件）。

取扱農薬すべて有効期限が切れていた業者が1例みられた（卸業者が有効期間のあまりないものを納入）

#### 3) 違反（不適正を含む）と処置

帳簿の不備：52件（58.4%）

農薬の保管管理に問題：24件（26.9%）

有効期限切れの農薬の取扱い：7件（7.8%）

毒劇物取締法に基づく印鑑もれ：24件（26.9%）

〃 普通物と毒劇物との区別保管されていない：25件（28.1%）

〃 毒劇物販売登録の記入もれ：14件（15.7%）

〃 毒劇物の表示不備：4件（4.5%）

毒劇物取扱い届の無い種苗商の倉庫に毒劇物農薬が保管されていた。毒劇物販売登録の本店の販売分の返品保管であったが改善を指示。（同本店から同日回収の報告受理、保健所確認）

個々の注文をとりまとめ代業者が一括購入後、代業者のところへ取りに行くシステムになっている事例が1例あった。（毒劇物取締法上問題）

無登録農薬、不適正表示等の違反は、無かった。

#### 4) 指導対策

違反者には、指摘事項を説明し、各種届出の提出については、適正に提出するよう指導した。

一般農薬の保管管理、帳簿記載業務の周知徹底を指導した。

農協ごと各支所はほとんど帳簿の整備、管理状況が同じ状況なので、優良なところはその支所すべて優良なところが多かった。本所の指導を徹底させたい。

#### 5) 要請事項

販売業者の自覚と責任を促すため、届出制度を更新する制度を変更して欲しい。

毎年取締りの検討会を開催してもらいたい。

## (イ) 防除業者に関する指導取締

業種	届出件数			防除業者総数	営業所総数	立入検査総数	違反等件数									処分件数					備考		
	新規	変更	廃止				新規	変更	廃止	農薬の安全使用	防除の実施状況	農薬の保管管理	防除用機材管理	帳簿の記録	作業日誌の記録	その他の発書	告白	始末書	てん書	誓約書	説明書	報告命令	
	新規	変更	廃止	届	届	届										告	始	てん	誓	説	報	そ	の他
造園業者	7	1	0	275		6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
航空業者																							
くん煙業者																							
その他																							
計	7	1	0	275		6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 1. 販売業者総数は県内に本社のあるものに限る。

2. 営業所総数は県内に所在するものに限る。

防除業者に対する立入指導を6件行ったが、良好1、他5は防除実績無しまたは、在庫が置いてない状況であった（本人不在3）。